

Bee通信

AUGUST



未就職卒業生

愛知県は、就職先が決まらないまま大学等を卒業した人、または入社したが5ヶ月未満で退職した人（未就職卒業生等という）を対象に、国の**緊急雇用創出事業基金**を活用して、正規雇用に向けた就職支援事業をスタートさせています。

500人の未就職卒業生等が7ヶ月間に亘り、研修や民間企業への職業実習で就職に必要な知識や技能の習得を図るのです。最初の2ヶ月は研修プログラムに則り、1日8時間平日は毎日研修です。大企業並みの研修時間ですね。



通常なら研修代を支払うのは受講生側ですが、1ヶ月144,000円と交通費が受講生に支給されるのが、この事業のすごいところです。**144,000円×500名×7ヶ月＝5億400万円！**多くの税金を投じなくては本当に就職できないのでしょうか？マッチングできないのでしょうか？疑問を感じます。

先日、私の知人から聞いた話ですが、大学の就職担当者がこのような話をしていたそうです。「卒業生の就職先や就職率は大学入学希望者に影響があります。入社して1ヶ月で退社している卒業生がいるかもしれませんが、それは率には関係ないので、とりあえず就職してもらおうことが大切です。」

また、他の知人は、「今の大学生に“就職活動しているか？”と尋ねると、“はい、40社にエントリーシートを送っています”と言います。パソコン使って右手クリックが就職活動と言うのだから驚きますよね。」とっていました。

統計資料『新入社員が企業に期待すること（複数回答あり）』によると、

- ①コミュニケーションの良い職場 59.7%
- ②温かい雰囲気職場づくり 52.2%
- ③やりがいのある仕事 48.4%



という回答が発表されています。これは新入社員だけに限らず社員全員に通ずることかと思えます。

私は5億400万円を投じるのであれば、企業経営者や職場に対し、**人間関係とは何か？ 温かい雰囲気という“気”はどのようなことか？ やりがいを感じる心とはどのような心か？**を学ぶ機会をつくってほしいです。

なぜかと言えば“若者個人を正そう“よりも”若者を育てる土壌を作ろう“の方が大切だと思うからです。



弊所に今月より12月（予定）まで大学3年生のインターンシップ生が来ます。今回書かせていただいたことを情報としてだけでなく、実感として感じられる良い機会と思っています。
(吉岡 規子)

写真：前列真ん中 インターンシップ生の榊原美咲さん
前列右 インターンシップコーディネーター 川人憲治さん

～お知らせ①～

**早めの準備を！
年末調整の保険料控除申告書様式が公開**

以前「給与計算に影響する平成25年の源泉所得税改正」について取り上げましたが、国税庁より改正に沿った保険料控除申告書の参考様式が早くも公開されました。年末調整の準備は先の事にはなりますが、改正点も含め、早めに確認しておいて下さい↓

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_05_01.htm

～お知らせ②～

**小学生の子に対する
短時間勤務制度利用の増加**

先日、厚労省から発表された報告書によれば、女性正社員の**3割以上**が「短時間勤務制度」を取得しているそうです。もともと3歳に満たない子を養育するために設置された短時間勤務制度でしたが、実際は小学生の期間についても希望するケースが増加しています。

今後、職場に期待したい事として**4割を超える女性正社員**が「勤務時間の柔軟化」を挙げていることから、3歳以降も育児が大変であったり、小学生であってもなるべく子どもと一緒に過ごす時間を増やしたいといった思いを持つ女性が多い事が伺えます。

～お知らせ③～

**高齢者労働移動
受入企業助成金**

平成24年4月より「高齢者労働移動受入企業助成金」が新設されました。定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業への雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して、助成されます。助成金額は以下の通りです。

- ◆正社員1名：70万円
- ◆短時間労働者1名：40万円

暦の上ではすでに秋ですが
猛暑厳しい今日この頃です

本紙作成・発行責任者:吉岡 規子

名古屋市中区栄3-25-37
メイクビル3階

電話:052(241)1861
FAX:052(241)3878
Email:office@bee-partners.com

ホームページアドレス
変わりました

ホームページはコチラ👉
<http://bee-partners.jp/>

お名刺等をいただいた皆様にお送りさせていただいておりますが、 unnecessary 場合はご連絡いただけると助かります。

社会保険調査での指摘事項で最も多いのは?

年金事務所では、毎年7月の算定の時期に合わせて社会保険調査が行われます。そこで、社会保険調査で多く見られる指摘事項の内容トップ10を発表します!

- ①賞与支払届出もれ 43.6%
- ②資格取得届出もれ(資格延長含) 19.1%
- ③月額変更届出もれ 17.8%
- ④報酬月額訂正 14.0%
- ⑤資格取得年月日訂正 3.0%
- ⑥資格喪失年月日訂正 0.54%
- ⑦資格喪失届出もれ 0.52%
- ⑧住所変更届出もれ 0.5%
- ⑨被扶養者(異動)届出もれ 0.5%
- ⑩健康保険証の未回収・返戻 0.4%

一番多いのが「賞与支払届」そして「資格取得届」関係が続きます。書類の記入や管理については、当事務所でも最新の注意を払っていますが、今一度、自分の会社の書類を見直してみると良いかもしれませんね。役員に支払った賞与がある場合も、賞与支払届の提出は必要になりますよ。

平成24年度 女性の活躍推進企業の募集(名古屋市)

名古屋市では、女性が生き生きと活躍できるような取組をしている企業を認定し、その中で特に優れた取組をしている企業を表彰しています。詳細は、以下の通りです。

- ◆募集期間:6/29(金)~9/28(金)
- ◆対象企業:名古屋市内に事業所があり、女性の活躍推進に取り組んでいる企業等

認定された場合は、以下のような優遇が受けられます。

- ①認定証・認定プレートの交付
- ②名古屋市公式サイト等で公表
- ③市主催就職セミナー等での紹介
- ④市内の大学へのPR
- ⑤名古屋市が主催する出張講座の優先利用権利の取得

応募してみたい方は、以下のサイトをどうぞ↓
<http://www.city.nagoya.jp/somu/cmsfiles/contents/0000008/8877/bosyuuchirashi.pdf>



外国人留学生を雇う場合は...

夏休みに、外国人留学生をアルバイトとして雇われた社長さんいらっしゃるのではないかと思います。日本に住む外国人を雇用する場合は、特別永住者証明書やパスポートを確認する等、注意すべき事項がいくつかありますが、外国人留学生の場合は、それに加え就労が可能な時間に制限があります。

就労可能時間は以下の通りです。

- ◆大学・専門学校生:1週間に28時間以内
- ◆聴講生:1週間に14時間以内

なお、学校が夏休み等の場合には更に1日8時間以内という決まりが加わります。外国人留学生を雇う場合は、学生証を確認し、どのような学生かを見極める必要があります。その上で、勤務時間の検討をしましょう。



編集
後記

週末に、とある九州・沖縄料理店に行ってきました。うちは子供が小さいため外食のお店には気を遣うのですが、そこは店員の評判も良く「キッズルーム」があると聞き、すごく楽しみにしていました。実際入ってビックリ!まず、完全個室で室温調節が自在(よくクーラーが効きすぎているお店ありますよね?)、部屋の壁が黒板で、お絵かきし放題。積み木や車のおもちゃも豊富で、DVDプレイヤーに「アンパンマン」「トミカ」「ディズニー」など王道DVDがズラリ、更にはお座敷部屋で子供が落ちる心配もなし。きちんと利用対象者を絞って作られているのが分かり本当に感心し、おかげで親子ともども安心して食事ができました。こういうお店がもっと増えたら、家族連れの外食頻度も少しは上がるのにな、と思います。(加藤 知美)

